

作成日：令和 6年 4月 1日

一般事業主 行動計画

株式会社きらり、コーポレーション

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 令和 6年 4月~ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児
休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和 6年 8月~ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・
バランスに関する評価項目を追加する。

<対策>

- 令和 6年 4月~ 評価項目・評価基準等の検討
- 令和 6年10月~ 人事評価制度の改定について周知、評価者研修の実施
- 令和 7年度~ 新人事評価制度による評価実施

目標3：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- 令和 6年10月~ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の
確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和 7年 4月~ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

以 上